

文教厚生常任委員会次第

令和2年7月27日（月）午後1時30分
於 大会議室

1 開 会

2 議 事（福祉局、感染対策局、こども局関係）

（1）付託された議案の審査

議案（1件）

議案第71号 令和2年度明石市一般会計補正予算（第5号）

…………… 長田 子育て支援室長兼児童福祉課長
※資料参照 …………… 長田 子育て支援室長兼児童福祉課長
…………… 大久利 高齢者総合支援室課長
… 菜虫 次長(医療連携担当)兼医療連携担当課長

（2）その他

3 閉 会

以 上

議案第71号関連資料
令和2年度7月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、更なる市民生活の支援のための赤ちゃん応援給付金の給付及び生活要支援者への日常生活に係るサポート利用券の発行並びに感染拡大の第2波に備えるための医療体制の確保に係る経費の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 713,000千円 (補正後 148,540,639千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
<p>① 赤ちゃん応援給付金給付事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん応援給付金 <u>260,000千円</u> 給付対象者見込み数 2,600人 (国の特別定額給付金の基準日の翌日4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子) 対象者1人あたり10万円 ・事務費 <u>700千円</u> 郵送料、印刷物等作成料 	260,700 (全額 国 地方創 生臨時交付金)	児童福祉課
<p>② 生活見守りサポート利用券発行事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート利用券の交付 <u>235,000千円</u> 対象者 市内在住の生活要支援者 47,000人 給付額 1人あたり5,000円(チケット500円×10枚) 利用できるサービス 「高齢者・障害者サポート利用券」及び「あかし3割おトク商品券」で利用できる 市内の店舗やタクシー会社等、500店舗以上で利用可能 ・事務費 <u>27,300千円</u> 郵便料、利用券等印刷及び封入封緘、換金手数料など事務費 	262,300 (全額 国 地方創 生臨時交付金)	高齢者総合 支援室
<p>③ 新型コロナウイルス感染症対策事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2波に備えた受入等医療体制の確保に向けた明石市民病院への支援 感染症専門外来施設の整備(プレハブ及び空調設備等の整備) 感染もしくは疑いのある透析患者の受入(透析装置、ベット等の整備) 感染症専用病棟以外の病棟における疑い患者の隔離用設備の整備 疑い患者を感染病棟に移すまでの患者用資機材の整備(人工呼吸器等) 感染患者とのコミュニケーション用機器の整備(リモート支援システム等) その他感染防御のための設備の整備 	190,000 (全額 国 地方創 生臨時交付金)	保健総務課

議案第71号関連資料

赤ちゃん応援給付金支給事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、こどもの育ちにも様々な負担が生じることが想定されることから、特別定額給付金の基準日の翌日から令和3年4月1日までに生まれた新生児を対象に給付金を支給します。

併せて申請時に養育状況を確認することで、必要な家庭には子育て支援サービスを提供するほか、その後の乳幼児健診等の見守り事業と連携してこどもの健やかな成長を応援します。

2 支給対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、本市に出生を事由に住民登録された新生児の保護者

※ただし、申請日時点で申請者(保護者)及び新生児の住民登録が明石市にあること。

3 支給金額

対象となる新生児1人につき10万円

4 申請方法

・令和2年4月28日から7月31日までに出生届を提出された方

申請書を8月上旬に支給対象児の保護者に送付します。記入の上、9月末までに児童福祉課に提出(郵送可)していただきます。

・令和2年8月1日以降に明石市に出生届を提出される方

出生届の提出時に申請書をお渡しします。記入の上、児童福祉課に提出(郵送可)していただきます。

・令和2年8月1日以降に他市で出生届を提出される方

申請書を支給対象児の保護者に送付します。記入の上、児童福祉課に提出(郵送可)していただきます。

5 支給時期

申請書の受付後、確認のうえ随時支給します。

6 養育状況の確認とその後の支援

申請時に養育状況の確認を行います。

申請書にアンケート欄を設け、育児の協力者の有無や心配ごとなどを記入していただきます。その内容を確認し、必要に応じた支援を行います。

(支援例) 家庭訪問による現状確認、産後ヘルパーや産後ケアの利用促進、新生児訪問や4か月児健診、おむつ定期便での経過確認 など

議案第71号関連資料 新型コロナウイルス感染症緊急対策 生活見守りサポート利用券発行事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染による日常生活に係るさらなる生活支援策として「高齢者・障害者サポート利用券発行事業」に引き続き、日常生活の見守りが必要な生活要支援者を対象に、経済的な支援として食料品や日用品の購入やタクシー乗車に利用できる利用券を交付します。

また、利用券の送付と併せて、生活における困りごとを相談いただく返信用ハガキを同封することで、問題が複雑化、困難化する前に、お困りごとを抱えた方に対して包括的かつ継続的な支援に繋がります。

2 対象者

市内在住の生活要支援者約47,000人

(令和2年1月1日時点の市民税非課税世帯の世帯員で、令和2年8月1日現在で、住民基本台帳に登録がある人)

※ただし、生活保護受給世帯は除く。

3 利用できるサービス

先行して実施している「高齢者・障害者サポート利用券発行事業」及び「あかし3割おトク券」で利用できる市内の飲食店舗やタクシー会社等、500店舗以上で利用が可能なサポート利用券を交付します。

4 利用券の有効期間(予定)

9月1日から12月31日

5 給付額等

対象者1人あたり5,000円(チケット500円×10枚)

6 予算額

262,300千円

【内訳】給付額 235,000千円(5,000円×47,000人)

事務費 27,300千円(郵送費、印刷製本費等)

7 実施スケジュール(案)

月 日	内 容
8月下旬	サポート利用券を対象者へ郵送
9月1日	利用券の利用開始
12月31日	利用券の利用終了